# 【直接応募】

Name of Foundation (or Name of Scholarship)

# イノアック国際教育振興財団

Inoac International Education and Scholarship Foundation

募集人数 Number of Openings	全体 Total			本学からの採用実績(前年度) Previous Year's Record	
		16名前後		不明	
学部 • 研究科 Department	不問				
国籍 Nationality	不問				
主な応募資格 Some of Eligibility Requirements	日本の大学・大学院に在籍している外国人留学生 ・2025年4月以降に1年以上継続して勉学をする学生  ※1 大学の研究生は対象外。  ※2 給付期間中(2025年4月以降)、貸与型も含め 他から奨学金を受けていないこと。  ※他の奨学金との併給は不可です				
支給期間 Duration	1年以上2年以内 2025年4月から2027年3月分迄		対象者	学部生•大学院生	
	始 From	2025年4月	Qualification	Qualification	
支給金額(月額) Monti	至 To	最長2年 			

月額5万円 (3ヶ月毎のレポート提出後、指定口座に振込み)

応募書類提出期限 Application Documents must be submitted by:

**2024年10月16日(水)までに奨学生推薦書をISDに提出すること** 学長印を押印しますので、10月20日(月)までに各自でアップロードしてください。

## 応募書類受付窓口 Applicants must submit the documents to:

西千葉キャンパス:学務部留学生課(総合学生支援センター2階) 亥鼻キャンパス: ISD亥鼻キャンパスブランチ(医薬系総合研究棟Ⅱ1階) 松戸キャンパス: ISD松戸キャンパスブランチ(F棟:新図書館横1階)

## 日程 Schedule

2024年12月: 一次面接(リモート) / 2025年2月上旬: 最終面接

## 特記事項 Note

・下記のURLにアクセスいただき、奨学金サイト「ガクシー」からの応募となります。 タイプA https://gaxi.jp/organization/4wmry8lMWx6OpoYN/project/rqGax8MvJ46dWDzn (英語での申し込み)https://gaxi.jp/organization/4wmry8lMWx6OpoYN/project/pxvP3RmpLwg02jMD ※すでに申込みは開始しております。

## 奨学生推薦書

貴財団の設立及び奨学金給付ガイドラインの内容を理解して、本校に在学する下記の学生を貴財団の 奨学生として推薦します。

学生として推薦します。	
氏名	
NAME	
フリガナ(母国読み)	
性別	男・女・その他
生年月日 (西暦)	/ / (yyyy/mm/dd
国籍	
大学/大学院	
学部/研究科	
学科/専攻	
学位 ※いずれかに○をつける	学部・修士・博士
学年	年
在籍見込期間 (yyyy/mm/dd~yyyy/mm/dd)	/ / ~ /
<u>学校</u>	
役職・氏名	印
※推薦者は、学長・学部長・総	· -
指導教官の推薦文 』	
指導教官学部·学科	

## ■ 公益財団法人イノアック国際教育振興財団奨学金給付ガイドライン ■

## 【目的】

日本から海外の大学等に留学する者及び、海外から日本の大学等へ留学する者に対する奨学援助に関する事業を行い、わが国と諸外国との相互理解の促進に寄与するとともに、世界に貢献できる人材の育成に寄与することを目的とする。

## 【 事業 】

- (1) 日本人学生の海外留学に対する奨学金の支給。
- (2) 外国人留学生に対する奨学金の支給。
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

## 【応募】

- (1) 応募する者は自ら学ぶ意欲が高く、学業に精進している者であること。
- (2) 学校(学長又は学部長)推薦があること。

## 【採用】

応募者の応募書類、面接を通して第一次選考を行い、面接による第二次選考により合格者を内定し、理事会での承認を得て、本人に合格の旨を伝える。

### 【 奨学生の義務 】

- (1) 一層学業に精進し健康に留意して、本財団の期待する奨学生に相応しい態度であること。
- (2) 奨学金は学業のために使い、他の目的に使用しないこと。
- (3) 本財団が実施する行事に参画し、奨学生相互の啓発向上に努め、志を高めること。
- (4) 以下の事項が生じた時は、ただちに届け出ること。
  - ① 本人の氏名、住所、電話番号その他の重要な事項に変更があったとき。
  - ② 休学、復学、転学、留学、停学、退学など学籍上の異動があったとき。
  - ③ 他の奨学金制度による奨学金の受給が決まったとき。
- (5) ガイドラインに著しく違背したときは、奨学金の一部または全額を返還すること。 特別の理由がなく上記(1)~(5)の義務を怠ったときは、奨学金の支給を停止します。

## 【 奨学生終了後の心構え 】

本財団では、「ご縁」があった方々との繋がりを大切に考えております。奨学生終了後も連絡が取れるようにしてください。

- (1) 奨学生終了後も氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他の事項に変更があった場合には本財団までお知らせ下さい。
- (2) 就職・転職等の場合には、本財団までお知らせ下さい。
- (3)研究の成果、書籍の出版、新聞への掲載、論文の発表等の報告は大歓迎です。